

医療安全支援センター設置状況(平成25年12月1日現在)

1.都道府県

	都道府県名	都道府県センターの設置	二次医療圏センター数
1	北海道	○	26
2	青森県	○	6
3	岩手県	○	9
4	宮城県	○	9
5	秋田県	○	●
6	山形県	○	●
7	福島県	○	6
8	茨城県	○	●
9	栃木県	○	5
10	群馬県	○	●
11	埼玉県	○	13
12	千葉県	○	15
13	東京都	○	5
14	神奈川県	○	●
15	新潟県	○	12
16	富山県	○	4
17	石川県	○	4
18	福井県	○	6
19	山梨県	○	5
20	長野県	○	10
21	岐阜県	○	7
22	静岡県	○	7
23	愛知県	○	●
24	三重県	○	●
25	滋賀県	○	6
26	京都府	○	7
27	大阪府	○	13
28	兵庫県	○	●
29	奈良県	○	5
30	和歌山県	○	8
31	鳥取県	○	3
32	島根県	○	7
33	岡山県	○	5
34	広島県	○	●
35	山口県	○	7
36	徳島県	○	5
37	香川県	○	4
38	愛媛県	○	6
39	高知県	○	5
40	福岡県	○	●
41	佐賀県	○	5
42	長崎県	○	8
43	熊本県	○	10
44	大分県	○	6
45	宮崎県	○	7
46	鹿児島県	○	7
47	沖縄県	○	●
	計	47	273

注1: 二次医療圏センターについては、相談窓口のみ設置している箇所もカウントしている。

注2: 都道府県センター、保健所設置市区センターは二次医療圏センターには含まない。

注3: ●は未設置を意味している。

2.保健所設置市区

(1)指定都市

	指定都市名	設置済	未設置	備考
1	札幌	○		
2	仙台	○		
3	さいたま	○		
4	千葉	○		
5	横浜	○		
6	川崎	○		
7	相模原	○		
8	新潟	○		
9	静岡	○		
10	浜松	○		
11	名古屋	○		
12	京都	○		
13	大阪	○		
14	堺	○		
15	神戸	○		
16	岡山	○		
17	広島	○		
18	福岡	○		
19	北九州	○		
20	熊本	○		
	計	20	0	

(2)中核市

	中核市名	設置済	未設置	備考
1	函館	○		
2	旭川	○		
3	青森	○		H25.4.1設置
4	盛岡	○		H25.4.1設置
5	秋田	○		
6	郡山	○		
7	いわき	○		
8	宇都宮	○		
9	前橋		●	
10	高崎		●	
11	川越	○		
12	船橋	○		
13	柏	○		
14	横須賀	○		
15	富山	○		
16	金沢	○		
17	長野	○		
18	岐阜		●	
19	豊橋	○		
20	豊田	○		
21	岡崎	○		
22	大津		●	
23	高槻	○		H25.4.1設置
24	東大阪	○		
25	豊中		●	
26	姫路	○		
27	西宮	○		
28	尼崎	○		
29	奈良	○		
30	和歌山		●	
31	倉敷	○		
32	福山	○		
33	下関	○		
34	高松	○		
35	松山	○		
36	高知	○		
37	久留米	○		
38	長崎	○		
39	大分	○		
40	宮崎	○		
41	鹿児島	○		
42	那覇		●	中核市に移行
	計	35	7	

(3)保健所政令市

	政令市名	設置済	未設置	備考
1	小樽		●	
2	八王子	○		
3	町田		●	
4	藤沢	○		
5	四日市		●	
6	呉	○		
7	大牟田		●	
8	佐世保	○		
	計	4	4	

(4)特別区

	特別区名	設置済	未設置	備考
1	練馬区		●	
2	板橋区		●	
3	北区		●	
4	足立区		●	
5	豊島区		●	
6	文京区		●	
7	荒川区		●	
8	墨田区		●	
9	葛飾区		●	
10	中野区		●	
11	新宿区		●	
12	千代田区		●	
13	台東区		●	
14	江東区		●	
15	江戸川区		●	
16	杉並区	○		
17	渋谷区		●	
18	港区		●	
19	中央区		●	
20	世田谷区		●	
21	目黒区		●	
22	品川区		●	
23	大田区		●	
	計	1	22	

<参考>

都道府県センター	47
保健所設置市区センター	60
二次医療圏センター	273
計	380

<H24.12.1からの変更点>  
H25.4.1  
(保健所設置市区に関して)  
青森市 センター設置  
盛岡市 センター設置  
高槻市 センター設置  
(那覇市 中核市に移行)  
(二次医療圏に関して)  
高知県 二次医療圏センター5か所設置